

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する
件案要綱

第一 題名

題名を「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」に改めること。

第二 待遇の相違の内容及び理由の説明

一 比較の対象となる通常の労働者

事業主は、職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲等が、短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲等に最も近いと事業主が判断する通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について説明するものとする。

二 待遇の相違の内容

事業主は、待遇の相違の内容として、次の1及び2に掲げる事項を説明するものとする。

1 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の待遇に関する基準の相違の有無

2 次の(一)又は(二)に掲げる事項

- (一) 通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の待遇の個別具体的な内容
- (二) 通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の待遇に関する基準

三 待遇の相違の理由

事業主は、通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、待遇の性質及び待遇を行う目的に照らして適切と認められるものに基づき、待遇の相違の理由を説明するものとする。

四 説明の方法

事業主は、短時間・有期雇用労働者がその内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とするものとする。ただし、説明すべき事項を全て記載した短時間・有期雇用労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には、当該資料を交付する等の方法でも差し支えないものとする。

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この告示は、平成三十二年四月一日から適用すること。ただし、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主については、平成三十三年四月一日より適用すること。

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する
件案要綱

第一 題名

題名を「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」に改めること。

第二 待遇の相違の内容及び理由の説明

一 比較の対象となる通常の労働者

事業主は、職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲等が、短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲等に最も近いと事業主が判断する通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について説明するものとする。

二 待遇の相違の内容

事業主は、待遇の相違の内容として、次の1(註)及び2(註)に掲げる事項を説明するものとする。

1(註) 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の待遇に関する基準の相違の有無

2# 次の一#又は二#に掲げる事項

(一)# 通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の待遇の個別具体的な内容

(二)# 通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の待遇に関する基準

三 待遇の相違の理由

事業主は、通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、待遇の性質及び待遇を行う目的に照らして適切と認められるものに基づき、待遇の相違の理由を説明するものとする。

四 説明の方法

事業主は、短時間・有期雇用労働者がその内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とするものとする。ただし、説明すべき事項を全て記載した短時間・有期雇用労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には、当該資料を交付する等の方法でも差し支えないものとする。

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この告示は、平成三十二年四月一日から適用する~~ものとする~~こと。ただし、~~中小事業主~~働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主~~をいり~~。について、平成三十三年四月一日より適用する~~ものとする~~こと。